

京都市桂川福祉ホーム条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第84号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市桂川福祉ホームの管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市桂川福祉ホーム条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第84号

京都市桂川福祉ホーム条例の一部を改正する条例

京都市桂川福祉ホーム条例の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第11条を第12条とする。

第10条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 ホームの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活に必要な便宜の供与に係る業務
- (2) ホームの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市桂川福祉ホーム条例(以下「改正前の条例」という。)第4条の規定による許可の申請を行った者であって、

この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この条例による改正後の京都市桂川福祉ホーム条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定による許可の申請を行った者とみなす。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例第4条の規定による許可を受けた者は、改正後の条例第5条の規定による許可を受けた者とみなす。

4 この条例の施行の日前に改正前の条例第9条第2項ただし書の規定による承認の申請を行った者であって、この条例の施行の際承認又は不承認の処分を受けていないものは、改正後の条例第10条第2項ただし書の規定による承認の申請を行った者とみなす。

5 この条例の施行の日前に改正前の条例第9条第2項ただし書の規定による承認を受けた者は、改正後の条例第10条第2項ただし書の規定による承認を受けた者とみなす。

（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）